インターンシップ科目実施契約書（雛形）

○○○○株式会社（以下「甲」という。）と、国立大学法人東京工業大学（以下「乙」という。）は、乙のインターンシップ科目に基づく実習を実施するにあたり、以下の条項により契約を締結する。

（用語の定義）

第１条　本契約における用語の意義は、次の各号に定めるところによるものとする。

一　「インターンシップ」とは、甲において、乙の学生に対する研修を目的として実施する活動をいう。

二　「インターンシップ関係者」とは、次に掲げる者をいう。

イ　「実習生」（インターンシップに参加する乙の学生をいう。）

ロ　「指導者」（甲に所属し、実習生を指導する者をいう。）

ハ　「責任教員」（担当受講生を指導する乙の教員をいう。）

ニ　「評価教員」（派遣型科目の実施結果を評価する乙の教員をいう。）

三　「本知的財産権」とは、実習生が、インターンシップの実施の過程において、又はインターンシップの結果として得た次に掲げる権利（成果としての有体物を含む。以下同じ。）及び乙の責任教員及び評価教員が、インターンシップの指導・評価の過程で創出した次に掲げる権利をいう。

イ　特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び種苗法に規定する育成者権並びに外国における当該各権利に相当する権利

ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び種苗法に規定する品種登録を受ける権利並びに外国における当該各権利に相当する権利

ハ　著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物に関する著作権並びに外国における当該各権利に相当する権利

ニ　甲乙協議の上、特に指定するノウハウ（秘匿することが可能であり、かつ、財産的価値のある技術情報をいう。）

四　「秘密情報」とは、次のイからニまでに該当するものをいう。ただし、次のホからヌまでに該当するものを除く。

イ　インターンシップの実施のために甲に開示される実習生の個人情報であって、公開されていない情報

ロ　甲及び乙が、秘密情報として取扱うことに合意し、書面によりこれを確認した本知的財産権

ハ　甲及び乙が、書類・図面・写真・試料・サンプル・ハードディスク・CD-R・DVD・USBメモリその他の有形的方法により相手方に開示した情報であって、秘密である旨を表示した情報

ニ　甲及び乙が、口頭、映像その他の無形的方法により相手方に開示した情報であって、開示の時に秘密である旨を告知し、かつ、開示後３０日以内にその旨を書面により相手方に通知した情報

ホ　甲又は乙が、相手方から開示を受け、又は自ら知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

ヘ　甲又は乙が、相手方から開示を受け、又は自ら知得した際、既に公知となっている情報

ト　甲又は乙が、相手方から開示を受け、又は自ら知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

チ　甲又は乙が、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる内容

リ　甲又は乙が、相手方から開示を受けた情報によることなく、独自に開発し、又は取得したことを証明できる情報

ヌ　甲又は乙が、書面により事前に相手方の同意を得た情報

（インターンシップの実施）

第２条　甲及び乙は、共同して次の各号に定めるところにより、インターンシップを実施するものとする。

一　甲又は乙は、研修に適合するインターンシップのテーマを相手方に提示し、双方協議の上、インターンシップの実施の可否を決定する。

二　乙は、決定されたインターンシップのテーマの担当を希望する実習生を選出する。

三　甲は、乙の選出した実習生が、当該インターンシップの担当者として適切か否かを判断し、これを受諾し、又は拒否することができる。

四　インターンシップの実施期間は、原則として実働６０日以下を原則とする。

五　甲は、選出した実習生の指導者を甲の職員から選任する。

六　インターンシップの実施場所は、原則として、甲の事業所とする。ただし、設備など研究開発環境の適否により、インターンシップの一部を乙の構内で実行する必要のある場合は、甲乙協議の上、その可否を決定する。

七　インターンシップの詳細な実施内容については、甲乙間で別に締結する「インターンシップ科目実施覚書」（以下「覚書」という。）においてこれを定める。

（経費）

第３条　インターンシップの実施する上で必要とされる経費の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

一　インターンシップ実施に必要な経費については、覚書においてこれを定める。

二　機材、実験サンプル、その他インターンシップの実施に要する各種物品の調達のための直接的経費は、甲が負担するものとする。

三　その他インターンシップの実施に必要な経費が発生した場合には、甲乙協議の上、負担割合を決定する。

（本知的財産権の取扱い）

第４条　本知的財産権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

一　実習生が創出した本知的財産権は、甲に帰属するものとする。

二　甲は、実習生が創出した本知的財産権について、実習生に対し、甲の従業員褒賞規定等に基づき応分の補償を行うものとする。

三　乙の責任教員及び評価教員が、インターンシップの指導・評価の過程で創出した発明等に係わる「本知的財産権」の取扱いは、別途甲及び乙で協議の上定める。

（秘密の保持）

第５条　秘密情報の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

一　甲及び乙は、本契約の有効期間中及びその終了後３年間は、秘密情報をインターンシップ実施以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

二　甲及び乙は、本契約の有効期間中及びその終了後３年間は、実習生をして、秘密情報をインターンシップ関係者以外の第三者に対して開示し、又は漏洩させないよう指導する。なお、本項の規定は、インターンシップが終了し、実習生が乙の学生としての身分を失った後も有効とする。

三　甲及び乙は、実習生が、論文発表、学会発表その他の方法により、インターンシップの実施結果を発表し、又は公開するときは、甲及び乙の事前の同意を得るよう指導する。

（服務規程遵守）

第６条　乙は、実習生をして、インターンシップに係わる業務を甲の事業所で実施するに際し、甲の定める従業員服務規程等を遵守させるよう指導する。

（災害補償）

第７条　甲は、インターンシップ実施にあたり、実習生の安全に十分留意し、災害を未然に防止する措置を講じるものとする。

二　乙は、実習生をして、インターンシップの実施前に学生教育研究災害傷害保険（以下、「学研災」という。）に加入させ、甲におけるインターンシップの実施に際し、実習生の被る傷害の補償を担保する。

三　甲は、特殊な作業を行う場合等、必要に応じ、甲の負担において実習生を適宜保険に加入させる。保険内容は、覚書（その他特約事項）に記載するものとする。

（実習生による保険加入）

第８条　乙は、実習生をして、インターンシップの実施中に甲が受けることがある損害の補てんの担保のために、学研災付帯賠償責任保険に加入させることを確約する。

（第三者機関への派遣）

第９条　甲が、インターンシップの実施の必要上、実習生を第三者機関に派遣する場合は、次の各号に定めるところによる。

一　甲は、実習生を第三者機関に派遣する必要が生じたときは、事前に乙の同意を得るものとする。

二　実習生の第三者機関への派遣に伴い発生する費用は、甲が負担する。

三　実習生の第三者機関への派遣に伴い発生する第三者機関との間の秘密保持義務、知的財産権の取扱い、災害補償、損害賠償については、甲がその責めを負う。

（契約の解除）

第１０条　甲及び乙は、相手方が本契約に違反し、相手方にその旨を催告した場合において、相手方が催告後３０日以内に当該違反を是正しないときは、本契約を解除することができる。

（契約の有効期間）

第１１条　本契約の有効期間は、締結日から平成○○年３月３１日までとする。

二　有効期間満了の３０日前までに、甲及び乙のいずれかからも契約終了の申し入れがなされない場合、本契約の有効期間は１年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

三　本契約の終了後も、第４条、第５条、第７条、第８条及び第１３条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第１２条　本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義を生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（裁判管轄）

第１３条　本契約に関する訴えは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

（甲） 住所

会社名

役職

受入責任者氏名

（乙）東京都目黒区大岡山二丁目12番１号

国立大学法人東京工業大学

学院長